



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（企業立地推進課）…………… 1

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 土地改良区の監事及び清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄工業高等学校）…………… 3

正 誤

- 平成30年10月12日付け公報定期第4685号中訂正…………… 4

規 則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第71号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第25号）附則第1項ただし書に規定する規定のうち同条例第2条の規定の施行期日は、平成30年11月1日とする。

告 示

沖縄県告示第408号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
浦添市	平成30年11月28日（水曜日）	内間公民館

	午前10時から午後3時まで	
	平成30年11月29日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	屋富祖公民館
	平成30年11月30日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	中央卸売市場
うるま市字赤野、字赤道、安慶名、石川、石川赤崎、石川東山、石川東山本町、石川曙、石川石崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字西原、字字堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川田、喜仲、字喜屋武、字具志川、字昆布、字塩屋、字州崎、字平良川、字高江洲、字田場、字天願、字豊原、字仲嶺、字前原、みどり町及び字宮里	平成30年12月3日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	宮里公民館
	平成30年12月4日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	栄野比公民館
	平成30年12月7日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市石川庁舎
沖縄市	平成30年12月10日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	中部農連市場
	平成30年12月12日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	諸見里自治会
	平成30年12月17日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	安慶田自治会

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、真謝・真西地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成30年10月29日から同年11月26日まで
- 縦覧に供する場所 伊江村役場
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり諸見土地改良区から監事及び清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 監事

氏名	住所
知念正昇	伊是名村字内花3051番地の109

名嘉幸弘	伊是名村字諸見4691番地の1
------	-----------------

2 清算人

氏名	住所
名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地の4

沖縄県告示第411号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市字翁長から糸満市字阿波根地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年7月30日から平成31年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字兼城地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年10月1日から平成31年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市全域
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（航空写真撮影）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年10月26日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 比 嘉 淳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄工業高等学校 那覇市松川3丁目20番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年9月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社 o k i c o m 宜野湾市大山一丁目17番1号
- 5 落札金額 32,940,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 入札の公告を行った日 平成30年8月7日

正 誤

平成30年10月12日付け公報定期第4685号掲載の「公共測量の実施（沖縄県告示第398号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から7	沖縄県南部土木事務所長	沖縄県八重山土木事務所長

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号